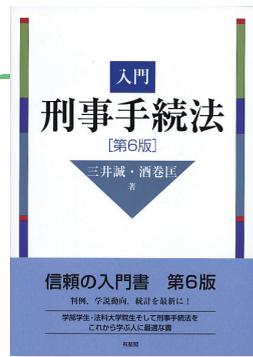


入門刑事手続法〔第6版〕

三井 誠 = 酒巻 匡

2014年3月刊/402頁/本体2900円+税
A5判/並製



編集
担当者
から

入門刑事手続法の初版が刊行されたのは1995年。20年近く刑事手続法の入門書として広く親しまれてきました。「刑事手続を知りたい」という一般市民の方にも大いに読んでほしい書籍ですが、読者の中心は法学部やロースクールなどで刑事訴訟法をはじめ勉強する学生さんのようです。

第5版刊行は2010年でした。第6版では、統計・図表などを最新にするとともに、この間にあった刑法改正——公訴時効期間の見直し、電磁的記録の取得・保全などの記述を加え刊行しました。

本書は刑事手続の概略を大まかにつかむことを大方針に、はじめて条文に接するような読者にも、わかりやすく丁寧な記述で解説がなされています。「ホステスが客を殺害した」という仮想事例をもとに、逮捕状、起訴状などの書式も掲載し、刑事手続をイメージしやすく工夫されています。豊富な統計や図表も手続をイメージするのに役立ちます。

上の分類ではレベルは初級としましたが、学習の進んだ読者にも新たな発見の多い書籍だと思います。是非、多くの方に本書を読んでいただきたいと願っています。(A)

Point!



各頁の左側に、本文の記述と関係する参照条文を掲げるスペースをつくっています。

54 1 起訴前(捜査)手続	V 捜索・差押え・検証 55																		
<p>【書式3】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 捜索 差押え 検証 </td> <td style="text-align: center;"> 許 可 状 請 求 書 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 裁判所 裁判官 警察官 司法書士 </td> <td style="text-align: center;"> 年月日 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 下記被疑者に対する 許可状の発付を請求する。 記 </td> </tr> <tr> <td>1 被疑者の氏名</td> <td>年月日 出生()歳</td> </tr> <tr> <td>2 差し押さえるべき物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 犯罪事実の要旨</td> <td></td> </tr> </table> <p>218 I 令状 請求に応じて裁判官が発付する令状には、被疑者の氏名、罪名、差し押さえるべき物、捜索・検証すべき場所、身体もしくは物、令状の有効期間などが記載されます(裁判官は差押えの</p>	捜索 差押え 検証	許 可 状 請 求 書	裁判所 裁判官 警察官 司法書士	年月日	下記被疑者に対する 許可状の発付を請求する。 記		1 被疑者の氏名	年月日 出生()歳	2 差し押さえるべき物		3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物		4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由		5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由		6 犯罪事実の要旨		<p>必要性についても審査できると解されています。最決昭和44・3・16刑集23巻3号153頁)。なお、逮捕状とは異なる執照事項の要旨は記載事項ではありません。捜索・差押え・検証は、被疑者以外の者に対しても実行されることから、被疑者の名簿保護と捜査の秘密保持を図る趣旨です(通信傍受のための令状には、被疑事項の要旨が記載されます〔65頁参照〕)。</p> <p>憲35 I 令状の記載事項に関する規定は、憲法が令状に「捜索する場所及び押収する物を明示する」ことを要求しているところから設けられた事項ですが、差し押さえる物件、捜索すべき場所などについて、この記載をどの程度まで具体化すべきは再三問題となります。たとえば、差し押さえる物件について、特定の物を列挙した後「その他本件に関係する一切の物件」といった形式の記載は許されるかという問題です(判例には、具体的な物の列挙に付加され、令状記載の罪名に関連があり、捜索物件に準じる物を指すことが明らかであるから、物の明示に欠けるとはいえないとしたものがあります〔最決昭和43・7・29刑集12巻12号277頁〕。また、物の明示に関するために、「本件」に当たらない「執照事項の要旨」を記載すべきとの意見もあります)。</p> <p>捜索・差押えの令状の書式を挙げておきます〔書式4〕56頁。</p> <p>憲35 II このように、令状には場所や物の明示が必要であり、数箇の場合について行う捜索を1通の令状で行ったり、同一の場所であっても、違う機会に行う差押えを1通の令状で行ったり、別の事件について発せられた令状を流用して捜索したりすることはできません。ただし、捜索と差押えを、同一事件につき、同一場所、同一機会に行うときには、書式例のように1通の捜索差押え令状で差し支えありません。多くはこのようにされています。</p> <p>3 身体検査</p> <p>218 I・VI 身体検査とは 人の身体を対象とする検証としての身体検査</p>
捜索 差押え 検証	許 可 状 請 求 書																		
裁判所 裁判官 警察官 司法書士	年月日																		
下記被疑者に対する 許可状の発付を請求する。 記																			
1 被疑者の氏名	年月日 出生()歳																		
2 差し押さえるべき物																			
3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物																			
4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由																			
5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由																			
6 犯罪事実の要旨																			